

鳥の病気（高病原性鳥インフルエンザ）を予防するために！！

あなたの鳥を守るために、あなたにできること

☆ エサ箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！！

例えば・・・○ エサ箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く

○ エサを飼育小屋の外にこぼさないように注意する

○ 防鳥ネット等を設置する

○ 飼育小屋の金網などの隙間・破れをふさぐ

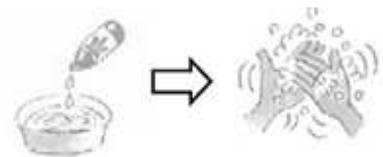


☆ 給水用の水は、水道水を使いましょう！！

☆ 飼育小屋への出入時は靴底の洗浄・消毒をしましょう！！

☆ 放し飼いは自粛しましょう！！

☆ 鳥の世話をした後は、手を洗い、
うがいをしましょう！！



お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう！（鳥を捨てる（放置する）と、法律により罰せられることがあります。）
- 鳥に異常（続けて死亡した、首が曲がってきたなど）があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① 直ちに家畜保健衛生所（下記）に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥、卵などを出さない。



こちらまで、お問い合わせください。

宮崎家畜保健衛生所 電話（０９８５）７３－１３７７

南那珂農林振興局農畜産課

電話（０９８７）２３－４３１３

日南市役所農政課 電話（０９８７）３１－１１３２